

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 自社内外、業種にとらわれず優秀な人材と連携し、新たな価値を発見し生み出すことで、イノベーションへつなげていきます。
- オープンイノベーションを活用し広い専門分野に対応出来る、「多能工」を育成します。
- 多能工の育成により世の中の多様性への対応、斬新なアイデアの創出への切り口にします。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請はせず、取引対価の決定に当たって下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、下請事業者の適正な利益を含むよう十分に協議します。  
取引対価の決定を含め契約に当たっては、明確な基準に沿って算出いたします。

#### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。下請事業者に対し手形での支払いをする場合、支払いサイトを60日とします。

#### ③知的財産・ノウハウ

下請事業者との間で機密保持契約書を締結し、知的財産が外部に流出する等、下請事業者に対して不利益となるような事は致しません。

#### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者の仕事量のキャパを把握し、無理なく進行出来る量の仕事を発注するようにします。また、業界内での適正価格を支払うようにします。  
災害時等においては、下請事業者に一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

約束手形の利用廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行を目指します。

2022 年 11 月 7 日

株式会社 青山木型製作所

企 業 名

代表取締役 青山雄一郎

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。